

県北広域振興局長告示第6号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

令和4年2月25日

県北広域振興局長 高橋 進

- 1(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 一戸山形線
- (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
二戸郡一戸町檜山字野場44番5地先内	新	m 14.4~13.8	m 13.0
	旧	9.6~8.7	13.0

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- ア 場所 県北広域振興局土木部二戸土木センター
- イ 期間 令和4年2月25日から同年3月25日まで

- 2(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 一戸葛巻線
- (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
二戸郡一戸町姉帯字奥通15番1地先内	新	m 56.6~33.1	m 219.6
	旧	23.0~6.5	219.6
二戸郡一戸町姉帯字奥通17番2地先から18番2地先まで	新	171.5~26.6	175.0
	旧	6.7~5.1	175.0

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- ア 場所 県北広域振興局土木部二戸土木センター
- イ 期間 令和4年2月25日から同年3月25日まで

- 3(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 戸呂町軽米線
- (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
九戸郡軽米町大字上館第3地割字宇洞24番33地先から9番1地先まで	新	m 31.7~21.8	m 325.0
	旧	31.6~12.6	325.0

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- ア 場所 県北広域振興局土木部二戸土木センター

イ 期間 令和4年2月25日から同年3月25日まで